

みぶ町政だより



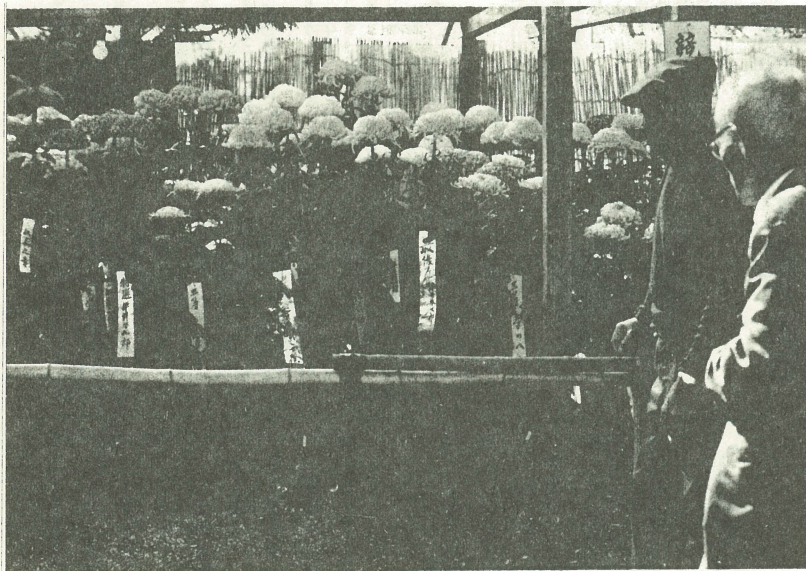
11

月号

昭和50年11月24日発行

発行所 栃木県壬生町役場（毎月24日発行）

昭和34年9月30日第三種郵便物認可一部9円



菊かおる秋

秋も一段と深くなった今日、菊のかおりがただよう季節になりました。

壬生町菊花会では、町の文化祭の一環として11月1日から10日まで、中央公民館で菊花展が開かれました。

長い期間丹精こめて作り上げた見事な菊が勢揃いして腕を競いました。

また、公民館広場には観覧者が大勢きて、菊のかおりを味わっていました。

今月の人口

11月1日現在	対前月比
総人口 30,854	16人増
男 15,353	7人増
女 15,501	9人増
世帯数 7,700	17世帯増

12月は“火災予防の月”です。（火の元には十分注意しよう）



大橋副議長



栗原議長

議長に栗原氏 副議長に大橋氏

壬生町議会は、選挙後の最初の臨時議会が、十月十四日（金）日開、午前十時から役場議場三十名の全議員が出席して開会されました。

今回の臨時議会は、正副議長、選出をはじめ、各常任委員、各委員の選出など行われました。

正副議長選出については、協議の結果、無記名投票を行い、議長に栗原茂雄氏、副議長に大橋文男氏が選出されました。

これから道路に
水をまくと
凍つて
交通事故の
もとに
なりますから
やめましょう。



お葬式の香典、花輪、供花

公職選挙法の一部改正

第七十五回国会で成立をみた公職選挙法の一部改正する法律等は本年七月十五日に公布されましたが、この改正のうち衆議院議員の定数は正に關する部分は次の選挙から、その他の規定は十月十四日から施行され、改正令、改正規定も十月十四日から施行されました。

これらの改正は、最近の選挙の実績から衆議院議員の定数、当分の間従来の四九一人から五二一人に改正、および各選挙区で選挙すべき定数（本選挙の場合変更なし）の是正を行い、併せて選挙の腐敗を防ぎその公正を確保するなどのため、供託金の額の引上げ、選挙公費の拡充、寄附制限の徹底、文書図画の提示および機関紙などの頒布の制限の強化ならびに連座制の強化などを図るために行われたものです。

金のかからない公正な選挙を実現するためには、選挙制度の改善、選挙啓蒙の推進、選挙違反の取締強化などいろいろの方を総合的に講ずるとともに、政治、選挙にたずさる者はもとより、広く有権者の自覚と協力を要するなどの努力を続けていくことが必要です。

改正事項のうち、特に有権者のみなさんへ一番身近な問題として、候補者などの寄附の禁止についてお知らせします。

寄附の禁止

公職選挙法が改正され、国会議員をはじめ、知事や市町村長、県や市町村の議員、あるいはこれらの選挙に立候補を予定している人は、選挙区内に住んでいる人に対して、理由のいかんを問わず、寄附をすることが出来なくなりました。

寄附とは、現金や品物（香典、香典、または花輪、供花などを含む）を贈ることになります。

このため、選挙に關するものになかからず、名義がどのようになっているのか、お祭りなどの寄附やお酒、お餅、お香典、香典、供花、お中元やお歳暮、落成式や開店祝い、花輪、結婚、出産、入学、卒業のお祝い品やお祝い金、団体旅行の寄附金、差し入れなどを贈ることは、たとえそれが近所づきあいであっても一切出来ません。

また、議員などの寄附が禁止されるほか、選挙人が議員などに寄附を勧誘したり、要求したりすることなども禁止されました。

このため、群衆があるのに花輪を出して欲しい、あるいは、祭りがあるのに近所の人と同じく寄附をし、欲しいと要求することなどもできません。

ただ例外として、政党や政治団体に対する寄附は親族に対する寄附は、することが出来ます。

このように親族は、民法上の親族（同じくであり、親等内の血族、配偶者および二親等内の血族）に限ります。

これは、国民参政85周年、選挙を通り政治に参加することの意義を考へ、日頃からきれいな選挙心がけが望まれます。



江田敬吉 栗原茂雄 青柳健吾 桑川正三 田中義一 杉本清
桑島庄左エ門 鈴木弘 田中武男 山野壮雄 大栗丹波 北条典彦
大橋謙一 大橋文男 三上義市 小菅良一 松本徳郎 藤栄武
鈴木武雄 高山正十郎 大橋年正 植竹武 高田義雄 市川太一
桑川豊 早乙女武 橋本辰蔵 鶴見実 橋本幸明 小田垣誠一

三十名の新議員がさまる

壬生町議会議員の選挙は、九月二十八日（日）午前七時から午後六時まで、町内十七カ所の投票所で一斉に行われました。

今回の選挙は、十月一日現在で行われ、国勢調査と重なりました。

十月十一日で行われた選挙に件つ壬生町議会議員の選挙は、毎回十月上旬に行われていたが、今年には去年に行われ、国勢調査の関係で、九月の最終日曜日に繰上げ選挙が行われました。

今回の選挙は、立候補者も定数より多いというかつてない激戦が展開されました。

各選挙区では、早朝から行列を作るほどの出で、午前七時二十分現在の投票率は全体の五十二パーセントに達した。

また、投票終了後の午後六時現在では、全体で九二・七パーセント、前回の昭和四十六年の九二・一七パーセントをわずかに五分上回りました。

当日の有権者総数は二〇四九七人、男一〇〇七八人、女一〇四一五人、これに對して投票者は二九一八一人、男九三一九人、女九七八一人でした。

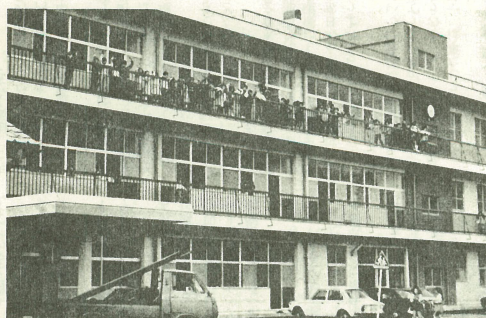
開票は、同日午後七時二十分から中央民館で行い、選挙長による開票開票者約百人が従事しました。

二十九日午前一時十分を終了しました。

開票結果（定数三名）

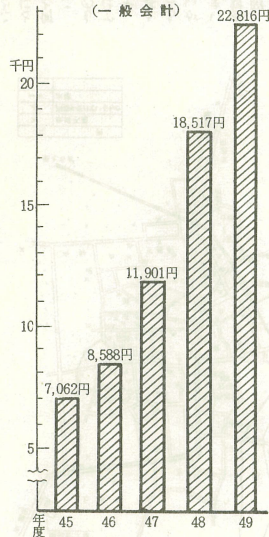
開票結果は、次のとおりです。

選挙区	当選者	得票数
第一区	桑川 豊	六六五
第二区	早乙女 武	六六五
第三区	橋本 辰蔵	六六五
第四区	鶴見 実	六六五
第五区	橋本 幸明	六六五
第六区	小田垣 誠一	六六五
第七区	桑川 豊	六六五
第八区	早乙女 武	六六五
第九区	橋本 辰蔵	六六五
第十区	鶴見 実	六六五
第十一区	橋本 幸明	六六五
第十二区	小田垣 誠一	六六五
第十三区	桑川 豊	六六五
第十四区	早乙女 武	六六五
第十五区	橋本 辰蔵	六六五
第十六区	鶴見 実	六六五
第十七区	橋本 幸明	六六五
第十八区	小田垣 誠一	六六五
第十九区	桑川 豊	六六五
第二十区	早乙女 武	六六五
第二十一区	橋本 辰蔵	六六五
第二十二区	鶴見 実	六六五
第二十三区	橋本 幸明	六六五
第二十四区	小田垣 誠一	六六五
第二十五区	桑川 豊	六六五
第二十六区	早乙女 武	六六五
第二十七区	橋本 辰蔵	六六五
第二十八区	鶴見 実	六六五
第二十九区	橋本 幸明	六六五
第三十区	小田垣 誠一	六六五



完成した安塚小学校々舎

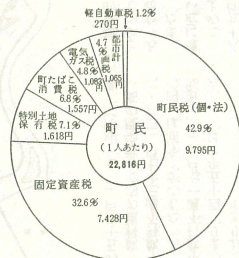
町民の税負担状況の推移
(一般会計)



整備できた総合運動場



町民の税負担状況
(一般会計)



完成した町営住宅



17億

地方債現在高

一般会計	386,254千円
総務	5,981
民生	4,503
衛生	11,761
土木	114,690
消防	2,400
教育	246,365
その他	554
上水道事業	456,679千円
公共下水道	119,398千円

昭和四十九年に町民のみなさんに納めていただいた金額は一人あたり平均二二、八六円となり、その内訳は、左の円グラフのとおりです。

町税

町民一人あたり
二二、八六円

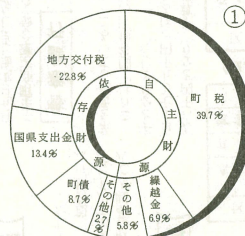
なお、一世帯あたりを見ても使ったお金が平均二二、三二六円、負担したお金の平均九、一七七円となりました。一人あたりを前年度と比べると四、二九九円の増となっており、景気にもかかわらず所得の伸びがみられました。

昭和49年度の決算状況 (一般会計)

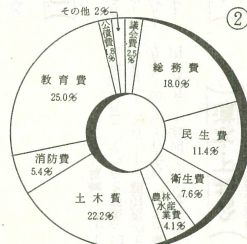
7百余万円で決算

財政事情の公表

昭和49年度歳入 (一般会計)



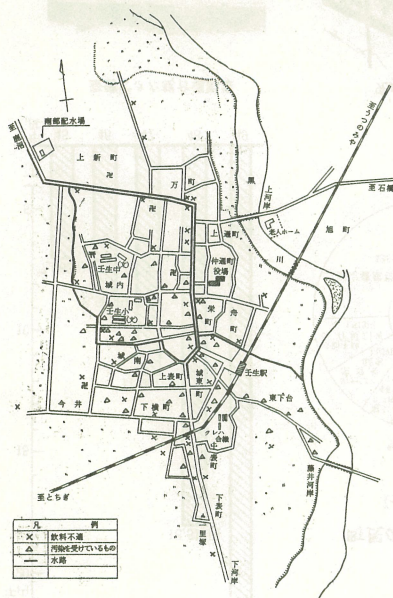
昭和49年度歳出 (一般会計)



安塚小の校舎など建設

まず、一般会計について見てみましょう。
歳入総額18億3千90万5千円に対し、歳出総額17億706万4千円、差引残高1億2千384万1千円で決算しました。
グラフ①は、歳入の主な款について予算の占める割合を示したグラフです。
これを見てもわかるように、地方交付税や国県支出金など、国から受けるいわゆる「依存財源」が総収入のうちの48%を占め、町税などの「自主財源」は52%です。
前年度と比べると「依存財源」は4%ほど下廻りました。
グラフ②は、歳出についてであり、どのような事業にどのようなお金が使われているかを示したものです。
教育費、土木費、総務費、民生費などの順で約7割強を占めております。
グラフ③は、性質別支出の状況を示したものです。
まず、全体の約31%を占める建設事業費は、安塚小学校の校舎新築、町営住宅、総合運動場の整備などが主なる建設事業です。
次いで、人件費は、職員などの給与に当ります。
また、物件費は、事務に関する消耗品や備品に要する費用です。
補助費は、水道事業への補助や各種団体への補助が主なもの。

水質検査分布図

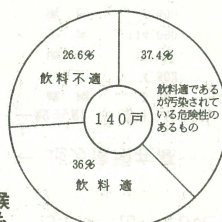


井戸水は汚染されている!!

最近新聞などを載っている地
下水(井戸水)の汚染について
これらの状況を把握するため、去
る八月から十月にかけて、旧市街
地(一四〇戸)を対象に、井戸水(飲
用水)の細菌および化学検査を
実施した。

この検査にあたっては、各町内
の保健委員さんに協力をいた
だいて実施したものである。
その結果、次のようなことがわ
かっています。

前四十五年九月(二二六戸)
の井戸水検査をしておりますが、
その時より比べると大分汚染が進
んでおります。
四十五年には、二二六
戸中飲料不適一七戸(二二・四%)
(であつたものが、今回は四〇
戸中飲料不適三十七戸(二六・
六%)飲料不適の内でも汚染度の高い
もの五十一戸(二七・四%)、異
状のない飲料水は五十一戸(二二・六%)
となつております。
不適の率から見ても二倍以上で
また、不適に近いものも加えると
八十九件(六四・四%)となります。
このように飲料不適の中にも不
適に近い数値が表れております。
また、前回の検査で飲料不適で
あった周囲の井戸水は同様に不適
となつております。
総合的にみると、町の中央部よ



45年検査
136戸のうち
12.5%が飲料不適

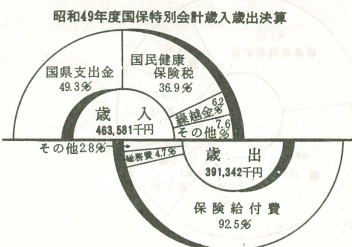
喉もと過ぎれば
熱さ忘れる!!

以前にかけて汚染度が高く、県
道沿いの水路網に飲用不適が多
くなつております。
この原因については、市街地にお
ける側溝の不備、不衛生な井戸
は、地盤下(土)により汚水が井
戸水にしみこんでいること。
また、近年急激な人口増加によ
り家庭も多くなつてきましたが、
やはり完全な処理ができていた
ところの結果が出たものと考えら
れます。
昭和四十五年七月には旧市街地
を対象としてアンケート調査を行
いましたが、当時は全体の四四
が、いま飲んで、いる水に不安を感
じている、不安を感じる、不安を感
じています。
それから五年を経過して、いま
では恐らくこれ以上の数値を示す
ものと思われず。
このよう不安を解消するには
何と言つても、きびしい管理の
もとに清潔な水道の水を使う
ことが一番よいと言ふわけであ
ります。

四特会計も 健全保持

国保会計

国民健康保険特別会計の決算は
歳入は、四億六千二百五十八万
二千二百四十四円となり、歳入
歳入歳出差引額は、七千二百一
十萬九千九百九十九円、これを昭和
五十年に繰越しました。
歳入は、一億三千四百八十八万
二千二百四十四円、歳入は、一億一千
六十九万五千円とそれぞれ増減と
なり、一般会計に次いで歳入収支
で黒字でした。



公共下水道

公共下水道事業会計			
(歳入)		(歳出)	
科 目	予算現額	収入済額	支出済額
事業収入	7,551	12,154	千円 7,887
国庫支出金	12,000	12,000	公共下水道費 61,969
繰入金	61,594	61,594	公債費 11,284
繰越金	2,779	2,779	予備費 635
町債	5,300	5,300	
諸収入	2	99	
県支出金	200	199	
合 計	89,426	94,125	合 計 89,426 81,140

上水道

(収入) 収益的			水 道 事 業 会 計		(支出)	
区 分	予算額	決算額	区 分	予算額	決算額	
水道事業収益	千円 86,089	千円 89,009	水道事業費用	千円 86,089	千円 87,406	
営業収益	35,989	38,342	営業費用	55,653	56,972	
営業外収益	50,100	50,667	営業外費用	30,436	30,434	
			予備費	0	0	

(収入) 資本的			(支出)		
区 分	予算額	決算額	区 分	予算額	決算額
	千円	千円		千円	千円
資本的収入	6,000	6,000	資本的支出	20,501	20,470
企業債	5,000	5,000	建設改良費	14,271	14,241
資本剰余金	1,000	1,000	企業債償還金	6,230	6,229

区画整理事業会計			
(歳入)		(歳出)	
科 目	予算現額	収入済額	支出済額
県支出金	0	0	総務費 15
繰入金	0	0	事業費 9,760
繰越金	9,775	9,775	
町債	0	0	
合 計	9,775	9,775	合 計 9,775 596

区画整理

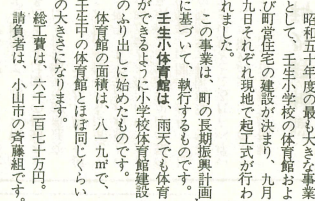
区画整理事業は、歳入で九百七
十七万九千九百九十九円、歳出で五十九
万五千円を要する。

善意銀行

王市町商店連合会は、去る十
一月九日実施しました献金ショ
ウの祭に包郵即売を行い、その益金
を恵まれない人たちに金一四
五〇〇円を寄附されました。

スキー部 会員募集

王市町体育協会は、次のよ
うに会員を募集します。
会費は、王市町に住んで
いる人全員に制限ありません。
会費になりましたと講習会や検
定会に参加出来ます。
◇締切日 一月十日
◇申込先 町教育委員会内体育
協会事務局へ
なお、くわしくは、事務局へ



町営住宅は、ひばりヶ丘団地で、昨年度までは、ひばりヶ丘団地に四ヶ年計画で四棟が完成し、数地も満杯にはなりししたので、五十年年度までは、東白の農園所（千代紙堂）に建設することになりました。

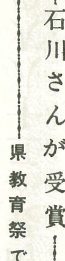
建築面積は、八六四坪で、一戸当り五五四坪（約十坪）になります。（十戸分）

総賃金は、七、四八八万円。請負者は、佐藤工業株式会社。完成は、来年三月一千日の予定

おもちやの町駐在所

が開設

東武池袋線とおもちやの町のみな



第十十五回目の栃木県教育祭が十月二十五日から宇都宮市で行われ、二十五日には大会が開かれ、その席上で主町長、石川昭三さんが県教育委員長長から表彰状が贈られました。

石川さんは、文化国家形成のために教育がきわめて重要であることを認識され、会長として全委員の声を聞き、施策を企画秀し、幾々の功績を上げ、町郡部PTAの役員として活躍されました。町郡部PTAの役員として活躍されました。

町郡部PTA会長、町郡部PTA連合会長、校長、郡PTA連合会副会長、

おもちゃの町駐在所
が開設

在所」が落成しました。

家屋の評価調査で
お伺い

お伺いします

電話でご連絡ください。

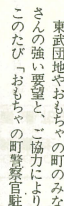
調査の内容は、家屋の外部、内部から見せていただき調査することになっていますのでご協力ください。

なお、係員は必ず身分証明書

を所持していますので不審な点
がありましたら身分証明書を持
示するよう請求してください。

連絡先 税務課固定資産税係
電話② 一二三四番
内線二八番

電話② 一二三四番
内線二八番

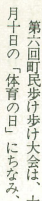


れることになりました。
所在地は、壬生町大字北小林
〇七二番地の四一の独協医科大学
前にてきました。
受持区域は、東武団地、おもも
ろ団地にて独協医科大学で。
郷土壬生町を明るく住みよむ町
にするために、地元のみなさん
との協力をお願いします。
緊急での連絡は、現在普通電
話から警察電話つながります。
署から警察電話つながります。
電話〇二八二（栃木局）
② 三三四五番

野菜即売会を
開きます

壬生町青少年クラブ（会
哲賀会長）では、十二月七
午前九時（雨天決行）か
菜即売会を行います。
場所は、中央公民館前
おとむのまら駄馬広場
か所で行います。
新鮮で安価な野菜を即
て、広く町民のみさん
日精神を養育していただ
い目的で行います。

歩け歩け大会ひらく



約二五〇人が参加して開かれました。

候に恵まれ、午前六時十分には中央公民館広場に大勢の参加者が集り、準備体操をして午前七時スタートの合図とともに出発された。コースは、中央公民館から西高コースを通り、釜ヶ淵を折返して約四・五キロメートルを走り、歩きたまは、今井の高齢者宮さん（八十五歳）以下二十五の高齢者をはじめ、子ども学生など、が最後まで歩き続けた。最後に高齢者の方に参加賞が佐藤町長から贈られました。

今年も十二月三十一日現在で

この調査は、明治四十三年に

工業統計調査に

ご協力ください

い
十二月中旬頃

する。いわゆる「製造業に関する
「国勢調査」ともいわれるもので、
我々産業のすがたや製造業活動の
状況を明らかにすることを目的
としています。

秋の火災予防運動

11月26日～12月2日

今年四月に開所されました。石橋地区消防組合安塚分遣所は、この分遣所の落成を記念して、カラーテレビを寄附した方がおります。

寄附者 赤羽根正六氏（安塚二）
テレビは十四インチで金額にして十三万四千円です。

分遣所では、職員が昼夜交代で勤務しており、休憩時間には最も

カラーテレビを

寄附

組合と安塚分門間は
落されたことを覚えてて、
高野附した方がおり
正三氏、安塚(二)
イナチで金額にし
てくれるもので。
役員は毎夜交代で
役員期間には最も

○夜書いた年賀状は、翌朝ボヌヌと
てへ入れましょ。
あては、番地、棟、
まで記入しましょ。
○お子様年賀状には必ず父兄の
の肩書「山田 一郎様方」など
と入れましょ。

○夜書いた年賀状は、翌朝ボヌヌと
てへ入れましょ。
あては、番地、棟、
まで記入しましょ。
○お子様年賀状には必ず父兄の
の肩書「山田 一郎様方」など
と入れましょ。

秋の火災予防運動が全国一斉に十二月二十六日から十二月二日まで実施されます。

用も多くなつて火災発生件数も全国的に増加します

にしてください。

私たち一人一人が火災のおそろしさを十分認識して、火の取扱いには注意し、火災のない明るいまちにいたしましょう。

来年では

遅すぎる！

國民年金法に未納保険料の特例附付の措置がなされたことに伴つて、一時の思ひがたいや、経済の都合その他何れも理由によつて、当然加入被保険者資格があるのに、國民年金法にまだ加入してゐなかつた人も、今年度の保険料は三十二日まで、未納保険料の金額は三十二日まで、受給権が与えられるという夢のよき福音がもたらされました。

詳しいことは、役場主事陳へすう四回にて相談ください。

詳しくいえば、今年度、三月十三日までに、昭和四十八年四月以前の過去に被保険者期間のあることがきつて、保険料を納めることができなくなつた期間について、一カ月にさう九百円を払い込めば、受給権を与えられるわけです。

廢犬引き取り日

いらない犬は、はなさないで廃犬引き取り日に出してください。

・日程 十二月十日(水)

場所および時間 二十四日(木)

役場本庁	九時十分まで
南大飼支所	九時二十分まで
稲葉支所	九時四十分まで

ゴミは水分をよく切って出しましょう。

空地の草を刈り取りましょう。(火災予防のために！)

お知らせ



年末年始のゴミ

集めの運休は

年末年始にかけて、町ではゴミ焼却場の焼却、煙道の清掃、またし尿処理場の機械器具整備点検のため、ゴミ処理およびし尿清掃作業を次のように休みますので、協力をください。

◆ゴミ処理作業の休み

十一月二十一日から一月四日までの五日間

◆し尿清掃作業の休み

十一月十七日から一月五日までの十日間

なお、休みの間は、ゴミや危険物などを出さないようにお願いします。

一般健康相談

家族間から成人病などの相談についてお気軽にお出かけください。

12月の納税

お忘れなく
固定資産税 3期分
国保 第6期分
年末のため25日まで
に納めてください。

とき 十一月十三日の
十時から三時まで

ところ 中央公民館保健室

三カ月児検診

とき 十一月十七日の
午後一時三十分から

ところ 八幡下町から九月十九日まで生まれたお子さん

ところ 中央公民館日本間
母子健康手帳を忘れずに

赤ちゃん

健康相談

とき 十一月十二日、十九日、一月九日

ところ 検査を受けなかつたお子さん、および九月の子を産んだ母子健康手帳を忘れずに

ところ 中央公民館

時間 十一月十三時

母子健康手帳を忘れずに

当番医師のお知らせ

十一月の日は、次の医師以外は全部休診になります。
◎当番医師の住診はできません。

日	町名	医 院 名	電 話
七日	上稲葉	渡辺 医院	(2) 1030
十四日	城内	陣内 医院	(2) 0242
二十一日	栄町	松本 医院	(2) 2002
二十八日	安塚	佐藤 医院	(6) 0123

妊婦検診と

血液検査

とき 十一月十五日(月)

午後一時三十分から

ところ 母子健康センター

妊婦者 壬午町に居住する全妊婦の方。また、結婚させて実施して、ますの(無料です)

で利用ください。

お詫び

町政だより九月号および十月号が発行できなかったことを深くお詫びします。

このことについては、私ども広報係は、統計の仕事も兼務しており、ご承知のとおり国勢調査が行われ、その準備や集計作業に仕事がついやられ、二カ月間にわたって、みなさまに迷惑をおかけしましたことをお詫びいたします。

百姓と武士の生活(十)

一、他所の土地の面はうに及ばず、家中の傍輩など、公儀の暇、他家の批判無益の雑談をすべからざる事

右候可相守者也 文政十一年

二月

定

一、公儀を重じ、御令法を畏れ、忠孝を尽し、武芸を嗜み、学問を励み、尤も並務を怠るべからざる事

一、先代に定むける、夫々の政事は家老の職掌尤も城代年寄役補佐する所也

一、諸士の格を法を違ふ事、高下先後の順を混ぜず、真に礼節正しかるべき事

一、頭人支配人、役儀の儀に慕り己の行状を正さずして、他人の非を改め欲する事甚だ非儀の至り也

一、常に預り置く組支配の輩の行跡の虚実を正し、勤功を辨え、親疎の依格を正路に執拗すべき事

一、追従を為し、賭を納め、頭人支配人を操る者は家風を破る賊なり。

各々信儀を守り、勤仕すべき事

一、武具馬具は分限に応じて貯え、晴むべし、常に諸具足衣類等は専ら約を用い、婚礼、凶礼の式は略々執行し、自余の祝事は省略すべき事

一、養子家督の事、同性の由緒を正すべし。

一同相応の者ならば、異姓たりとも共、節目人品等入念に純し、上願い申立べし。

並に男女縁辺を結ぶ事、家中傍輩の間たりとも是れ嫌い差図を得、契約を窮むべき事

一、家子可相守者也 文政十一年

他出之定

一、家中の面々に自分の用件に付他出の儀は古米の定置通一か月度を通るべからず、若し無根細有之者は支配人に申達し、可受差図候。

一、上郷住宅無礼の面々の他出之儀、前日以書面支配立相伺い、屋宅の節も可相届、尤も洗湯又は門外に出候節は往來共に可相届候。

一、水田町住宅無礼の面々も同様

に支配立相伺い、門出入之節は同屋敷支配、住宅無礼は同所住宅の目付役江届可申、尤も洗湯其の他目付役江届可申候節は往來共に目付役江届可申候。

事

一、家子可相守者也 文政十一年

他出之定

一、家中の面々に自分の用件に付他出の儀は古米の定置通一か月度を通るべからず、若し無根細有之者は支配人に申達し、可受差図候。

一、上郷住宅無礼の面々の他出之儀、前日以書面支配立相伺い、屋宅の節も可相届、尤も洗湯又は門外に出候節は往來共に可相届候。

一、水田町住宅無礼の面々も同様

に支配立相伺い、門出入之節は同屋敷支配、住宅無礼は同所住宅の目付役江届可申、尤も洗湯其の他目付役江届可申候節は往來共に目付役江届可申候。

事

一、家子可相守者也 文政十一年

他出之定

一、家中の面々に自分の用件に付他出の儀は古米の定置通一か月度を通るべからず、若し無根細有之者は支配人に申達し、可受差図候。

一、上郷住宅無礼の面々の他出之儀、前日以書面支配立相伺い、屋宅の節も可相届、尤も洗湯又は門外に出候節は往來共に可相届候。

一、水田町住宅無礼の面々も同様

に支配立相伺い、門出入之節は同屋敷支配、住宅無礼は同所住宅の目付役江届可申、尤も洗湯其の他目付役江届可申候節は往來共に目付役江届可申候。

事

一、家子可相守者也 文政十一年

他出之定

一、家中の面々に自分の用件に付他出の儀は古米の定置通一か月度を通るべからず、若し無根細有之者は支配人に申達し、可受差図候。

一、上郷住宅無礼の面々の他出之儀、前日以書面支配立相伺い、屋宅の節も可相届、尤も洗湯又は門外に出候節は往來共に可相届候。

一、水田町住宅無礼の面々も同様

に支配立相伺い、門出入之節は同屋敷支配、住宅無礼は同所住宅の目付役江届可申、尤も洗湯其の他目付役江届可申候節は往來共に目付役江届可申候。

事

一、家子可相守者也 文政十一年

他出之定

一、家中の面々に自分の用件に付他出の儀は古米の定置通一か月度を通るべからず、若し無根細有之者は支配人に申達し、可受差図候。

一、上郷住宅無礼の面々の他出之儀、前日以書面支配立相伺い、屋宅の節も可相届、尤も洗湯又は門外に出候節は往來共に可相届候。

一、水田町住宅無礼の面々も同様

に支配立相伺い、門出入之節は同屋敷支配、住宅無礼は同所住宅の目付役江届可申、尤も洗湯其の他目付役江届可申候節は往來共に目付役江届可申候。

事

一、家子可相守者也 文政十一年

他出之定

一、家中の面々に自分の用件に付他出の儀は古米の定置通一か月度を通るべからず、若し無根細有之者は支配人に申達し、可受差図候。

一、上郷住宅無礼の面々の他出之儀、前日以書面支配立相伺い、屋宅の節も可相届、尤も洗湯又は門外に出候節は往來共に可相届候。

一、水田町住宅無礼の面々も同様

に支配立相伺い、門出入之節は同屋敷支配、住宅無礼は同所住宅の目付役江届可申、尤も洗湯其の他目付役江届可申候節は往來共に目付役江届可申候。

事

一、家子可相守者也 文政十一年

他出之定